

医科診療行為マスターの更新について

本年3月5日の公表において、未対応としていた下記の事項等を変更し、医科診療行為マスターを公表しましたのでお知らせします。

なお、今後、厚生労働省から発出される通知等によっては、変更が生じる場合がありますので、ご留意下さい。

記

- 1 医科診療行為コードの変更内容
医療観察法関連の診療行為コードの新設
- 2 設定項目の変更
項番21「医療観察法対象区分」
- 3 その他
1及び2以外の変更等につきましては、別添を参照願います。

令和2年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部変更（R2.4.1現在）

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
B001-03	113031710	ニコチン依存症管理料2	5	適合区分	2	0	適合区分設定変更のため
			5	対象施設基準	3520	0	対象施設基準設定変更のため
B009-00	113032270	歯科医療機関連携加算2	5	病院・診療所区分	1	0	病院・診療所区分設定変更のため
D004-02	160221210	マイクロサテライト不安定性検査（標準的な治療が困難な固形癌）	5	上限回数	0	1	上限回数設定変更のため
D256-00	160199410	広角眼底撮影加算	5	後期高齢者医療適用区分	0	1	後期高齢者医療適用区分設定変更のため
			5	上限年齢	00	03	上限年齢設定変更のため
K082-06	150411710	人工股関節摺動面交換術	5	省略カナ名称	ジ ^ン コウコ ^ン セツショウ ^ト ウ ^メ ンコウ	ジ ^ン コウコ ^ン セツショウ ^ト ウ ^メ ンコウ	省略カナ名称設定変更のため

※令和2年4月診療分から適用